

近代東アジアにおける国際法受容メカニズムの一面 ： ローレンスの『ハンドブック』（1885）を中心に

韓, 相熙
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7329612>

出版情報 : 法政研究. 91 (3), pp.275-299, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



近代東アジアにおける国際法受容メカニズムの一面

——ローレンスの『ハンドブック』（1885）を中心に——

韓 相 熙

- 一、はじめに
- 二、本研究の経緯
- 三、各著作について
- 四、ローレンスの著作の更なる受容
- 五、近代東アジア国際法受容史への示唆
- 六、おわりに

一、はじめに

ヨーロッパに起源を持つ国際法は、非ヨーロッパ諸国による受容によって普遍化してきたが、その受容過程の主なアクターは「国家」だというのが一般的な理解であろう。しかし、その過程を綿密に分析してみると、実際に国際法の研究を行い、その知識を獲得してきたのは、抽象的な「国家」ではなく、その中の「人々」である。各国の代表的な学者だけでなく、黙々と研究を行う多数の人々の努力があってこそ、国際法は世界の各地に広がっていった。特に、様々な教育機関で行われている教育研究とそこで使われる著作は、その規模と社会的機能を考えると、非常に重要な役割を果たしている。筆者はこれまで、このような問題意識を持って、これらの教育研究と著作を中心に、ヨーロッパ国際法が東アジアの隅々まで浸透していく姿を分析してきた。本稿もそのような試みの一つである。⁽¹⁾

(1) 本稿の内容の一部については、以下の拙稿で簡潔に論述した。韓相熙「書評：金用九著『万国公法』」（ソウル国際法研究16-1・2009、韓国語）377-379頁；同「国際法述語在東亜の伝播」（何勤華ほか編『法律翻訳と法律移植』（法律出版社・2015）所収）351-352頁；同「近代東アジアにおける国際法受容の諸段階—1864~1910年間に日中韓越で出版された著作を中心に」（法政研

近代東アジアにおいて出版された著作の中には、相互に全く関係ないように見えても、実際にはお互いに緊密な繋がりがある著作がある。そしてそれらの著作間の繋がりが、国際法受容史を理解する上で、非常に重要な手がかりを提供する場合が少なくない。本稿で取り上げる諸著作も、そのような特徴を持った著作である。

本研究は、1907年に大韓帝国（以下、「韓国」）で翻訳された『国際公法志』という著作の底本を探す作業から始まった。しかし、この作業を進めるうちに、同著作が中国や日本の著作だけでなく、イギリスのローレンスの著作まで繋がっていくことを確認した。本稿は、これらの著作間の関係を明らかにすることによって、近代東アジアにおける国際法の受容メカニズムの一面を把握することを目的とする。

本稿は、本研究の経緯（二）、各著作の分析（三）、ローレンスの著作に対するその他の受容（四）を紹介し、最後に結論（五）を提示することとする。

二、本研究の経緯

朴晶東訳の『国際公法志』（1907）は、韓国人による最初の翻訳である⁽²⁾。しかし、同著作の中には、西暦とともに、孔子の出生を基準とする年度表記（以下、「孔子紀年」）が多数登場するだけでなく、中国式用語と日本式用語が混用されていたため、同著作の位置づけは困難であった。そのため、同著作の底本を探すことになったが、その結果、1902年に中国人の蔡鐸によって出版された、同じタイトルの『国際公法志』がその底本であることが判明した。

また、蔡の『国際公法志』も「編訳」であったので、再びその底本探しを行った結果、その底本は、1900年に中国の四川地方で出版された胡蘅元の『公法導源』であることが判明した。さらに、胡の『公法導源』も「撰」であったため、1900年以

究833・2016）445-446頁：Han Sang-hee, *The Circulation of International Legal Terms in East Asia* (ASLI Working Paper Series No. 14, 2010), pp. 24-25. また、戦間期と冷戦期については以下の拙稿を参照。同「戦間期東アジアにおける国際法研究の諸段階—日本・中国・朝鮮半島・台湾・ベトナムで出版された著作を中心に」（明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法—普遍化と地域化のはざまで』（慶應義塾大学出版会・2023）所収）347頁；同「冷戦期東アジア諸国における国際法研究の諸段階—1946-1989年間に中国・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナムで出版された著作を中心に」（法政研究90・3・2023）133-166頁；同「冷戦期日本における国際法研究の諸段階—大東亜国際法から世界法研究へ」（法政研究90・4・2024）803-837頁。

（2）韓（2016）・前掲注（1）442-447頁。

前の中国と日本の著作を調べた結果、同著作の底本は、日本の三崎亀之助の『国際公法』であることが分かった。

しかし、三崎の『国際公法』も他の著作の編訳や翻訳なのか否かを確認する必要があった。三崎は英語が堪能であったので、日本で翻訳されていた欧米の著作だけでなく、イギリスとアメリカの著作、そして非英語圏学者による英語の著作などが調査対象に含まれた。調査の結果、三崎の『国際公法』は、ローレンスの *A Handbook of Public International Law* (1885) を底本としたことが判明した。

以上のように、韓国の『国際公法志』の底本探しは、中国と日本を経て、イギリスにまで及ぶこととなった。なお、ローレンスの著作は、他のルートを通じても東アジア諸国で受容されていたことが分かった。

以下では、ローレンスの著作から、逆の順番で、これらの著作を分析してみよう。

三、各著作について

（一）ローレンスの *A Handbook of Public International Law* (1885)

ローレンス (T. J. Lawrence, 1849-1920) は、イギリスの代表的な国際法学者の一人である。彼は、ケンブリッジ大学を卒業後、初代ヒューウェル国際法講座教授 (Whewell Professor of International Law) のハーコート (W. Harcourt) により「Deputy Whewell Professor」に指名された。しかし、第2代ヒューウェル教授になったのは、ローレンスではなく、メイン (H. Maine) であった。ローレンスはその後も研究を重ね、1910年には国際法学会 (Institut de Droit International) の会員となった。⁽³⁾

ローレンスは多数の著作を執筆しているが、本稿の分析対象は、*A Handbook of*⁽⁴⁾

(3) ローレンスについては次を参照。J. B. Scott, "In Memoriam - Thomas Joseph Lawrence, 1849-1920", *The American Journal of International Law*, Vol. 14, No. 1/2 (1920), pp. 223-229; A. P. Higgins, "The Late Doctor T. J. Lawrence", *British Year Book of International Law*, Vol. 1 (1920-1921), pp. 231-234.

(4) ローレンスの主な著作としては以下のものが挙げられる。(1) *Essays on Some Disputed Questions in Modern International Law* (1884); (2) *A Handbook of Public International Law* (1885); (3) *The Principles of International Law* (1895); (4) *War and Neutrality in the Far East* (1904); (5) *International Problems and Hague Conferences* (1908); (6) *Documents Illustrative of International Law* (1914); (7) *The Society of Nations: Its Past, Present and Possible Future* (1919); (8) *Lectures on the League of Nations* (1919). これらの著作については、注(3)の諸論文を参照。

Public International Law (1885・初版、以下、『ハンドブック』⁽⁵⁾)である。同著作は、ケンブリッジ大学の講義で使っていたシラバスをまとめて出版したものである。⁽⁶⁾すなわち、『ハンドブック』は、学生の便宜を図るために執筆された「入門書」である。同著作は多数の読者を得て、11回もの改訂がなされた。⁽⁷⁾ローレンスは、『ハンドブック』を発展させ、10年後の1895年に、主著の *The Principles of International Law* (以下、『プリンシプル』) を出版する。

1885年当時のイギリスでは、マッキントッシュ (J. Mackintosh)、マニング (W. O. Manning)、フィリモア (R. Phillimore)、トウイス (T. Twiss)、アモス (S. Amos)、クリーシー (E. S. Creasy)、ホール (W. H. Hall)、ロリマー (J. Lorimer) の著作がすでに出版されていた。さらにイギリスには、アメリカからホイートン (H. Wheaton)、ウールジー (T. D. Woolsey)、ケント (J. Kent)、ハレック (H. W. Halleck) の著作も入ってきていた。これらの著作の中で、「Public International Law」がタイトルに使われたのは、『ハンドブック』が最初である。

まず、ローレンスの国際法観について、以下の3点を指摘しておきたい。

第一に、ローレンスは、徹底した法実証主義者であった。彼は、現実と理想を混同している「自然法理論」は歴史的にも哲学的にも間違っており、国際法は諸国の「慣行」の観察によってのみ発見されると断言している。⁽⁸⁾ オッペンハイムもローレンスを「real positivists」の一人として分類しており、⁽⁹⁾ ラクス (M. Lachs) もローレンスが誰よりも「bluntly positivistic」であり、彼の国際法観には自然法が立ち入る余地がないと言う。⁽¹⁰⁾

第二に、ローレンスは、典型的なヨーロッパ中心主義の学者であった。国際法は

(5) T. J. Lawrence, *A Handbook of Public International Law* (Cambridge: Deighton, Bell and Co., London: George Bell & Sons, 1885).

(6) 『ハンドブック』の序文 (Preface)。

(7) 初版 (1885)、第2版 (1885)、第3版 (1890)、第4版 (1898)、第5版 (1901)、第6版 (1907)、第7版 (1909)、第8版 (1912)、第9版 (1915)、第10版 (1925)、第11版 (1938)。初版と第2版は同じ1885年に出版されたものであるため、注意が必要である。また、第10版と第11版の改訂は、ウィンフィールド (P. H. Winfield) によってなされた。

(8) 『ハンドブック』34頁。

(9) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, Vol. 1: Peace (Longmans, Green, and Co., 1905), p. 93.

(10) M. Lachs, *The Teacher in International Law: Teachings and Teaching* (2nd ed., Martinus Nijhoff Publishers, 1987), p. 75.

ヨーロッパ文明の産物であり、歴史は当然ながらヨーロッパの歴史を基準に区分される。⁽¹¹⁾ また、未開国が国際団体（a family of nations）に入るためには、「一定の文明、固定した領域、一定の規模と重要性」という三つの要件が必要であるが、「文明」についての明確な基準を設定することは不可能なので、これについての最終的な判断はヨーロッパ諸国（特に、大国）によってなされる。⁽¹²⁾

第三に、ローレンスの国際法観には、「大国の優越」⁽¹³⁾（the Primacy of the Great Powers）という認識が深く根付いていた。彼は、国家を「大国」⁽¹⁴⁾（The Great Powers）と「普通の独立国」⁽¹⁵⁾（Ordinary Independent States）に分け、大国は「優越的地位」⁽¹⁶⁾（a position of primacy）を持つと言う。大国は、「ヨーロッパ文明の代表」⁽¹⁷⁾として、「監督の権威」⁽¹⁸⁾（the Superintending Authority）を持って国際問題を主導し、普通の国々はそれを認めざるを得ない。⁽¹⁹⁾ 彼はその例として、ベルギーの独立・中立化、東方問題（the Eastern Question）の解決、（トルコなど）未開国の承認と国際団体への受入、イタリアの大国の地位への認定を挙げている。⁽²⁰⁾

以上のような国際法観に基づいて、ローレンスは、「国際公法」を「The aggregate of the rules which determine the conduct of the general body of civilized States in their dealings with each other and each other's subjects」⁽²⁰⁾と定義している。

次に、『ハンドブック』の形式上の特徴としては、以下のような点が挙げられる。

第一に、『ハンドブック』の構成と文章は非常に簡潔で一目瞭然である。学生向けの入門書を目指した著作としては当然のことではあるものの、他の著作と比べてみても、全体の構成は非常にシンプルであり、各文章も非常に明瞭かつ理解しやすい。

(11) 『ハンドブック』7-12頁。

(12) 同前、18-20頁。

(13) Scott, *supra* note 3, p. 225.

(14) 『ハンドブック』15頁。

(15) 同前、15頁。

(16) 同前、33頁。

(17) 同前、30頁。

(18) 同前、20頁。

(19) 同前、51頁。

(20) 同前、1頁。

第二に、『ハンドブック』の各章は、例外なく、「本文」・「質問」(Questions)・「参考文献」(Hints As To Reading)の三つから構成されている。「質問」には必ず「四つ」の問いがある。「参考文献」は、(学生のため)全て英語の著作であり、必ずホールとホイートンの著作から始まり、その次に他の学者の著作が提示される。上記の学者たちの著作は、マッキントッシュ、クリーシー、ロリマーの3人以外は、全てこの「参考文献」に入っている。特に、ホールとホイートンの重要性については、『ハンドブック』の序文でも強調されている。

第三に、『ハンドブック』は、徹頭徹尾「国家の権利義務」を中心に章立てがなされている。ローレンスは、他の著作の章立てが非科学的かあるいは無用であると指摘しながら、「国家の権利義務」⁽²¹⁾に基づく章立てを提示している。彼は、「国家の権利義務」を、「Normal」の権利義務と「Abnormal」の権利義務に分けて、前者については「Independence」、「Property」、「Jurisdiction」、「Equality」、「Legation and Negotiation」の五つの権利義務に、後者については「War」と「Neutrality」の権利義務に分けている。⁽²²⁾この分類方式は、当時の他の著作には見当たらない、⁽²³⁾ローレンス独自のものであり、『ハンドブック』はこれに基づいて章立てがなされている。例えば、「平時国際法」の場合、上記の五つの権利義務が、同じ順番で、第1章から第5章までを構成している。

では、このような特徴を持つローレンスの『ハンドブック』は、三崎によって如何に受容されたのかについて検討してみよう。

(二) 三崎亀之助の『国際公法』(1888)

三崎亀之助(1858-1906)は、1876に大阪英語学校に入った後、選抜試験を受けて開成学校(翌年、東京大学に改組)に入学した。卒業後、三崎は記者、外交官、弁護士、議員、銀行家など様々な職業を遍歴した。特に、1884年から1889年までは外

(21) 同前、25-26頁。

(22) 同前、26頁。

(23) 他の学者による権利義務の分類については次を参照。Han Sang-hee, "The Source of Yu Kil-chun's Seven Rights of States: Jan Helenus Ferguson's *Manual of International Law* (1884)", (法政研究85・3・4・2019) 664-698頁。

(24) 三崎については次を参照。無腸公子「三崎亀之助を論ず」(実業之日本社編纂「当代の実業家：人物の解剖」(実業之日本社・1903)所収) 415-423頁；七戸克彦「現行民法典を創った人びと」(9)主査委員6：元田肇・三崎亀之助、外伝5：二回試験」(法学セミナー55・1・2010) 75頁。

交官として働き、アメリカでの勤務も経験している。⁽²⁴⁾ アメリカから帰国してからは、本職の傍ら、英吉利法律学校（1899年に東京法学院と改称）で国際法の講義も行った。

三崎は6冊の著作を残しているが、6冊とも同学校での「講義録」である。「講義録」の最も典型的な出版方式は、法律学校や大学で行われる教員の講義を学生が筆記し、それを学校や出版社が出版する方式である。講義録には、○○○○（述）・○○○○（記）のように書かれることが多い。⁽²⁵⁾ 近代日本の国際法受容史において、「翻訳の段階」と「著述の段階」を繋いだのがこの「講義録」であった。三崎の講義録は、中村孟の講義録と熊野敏三の講義録とともに、初期の講義録の一つである。⁽²⁶⁾ 彼の6冊の講義録のうち、本稿の分析対象とするのは、1888年の講義録の『国際公法』である。⁽²⁷⁾

『国際公法』（1888）は、総論、平時国際法、戦時国際法からなっているが、戦時国際法は数頁しかない。すなわち、『国際公法』はその主要部分が総論と平時国際法である。「総論・平時国際法・戦時国際法・局外中立法」の四つ全てが含まれるのは、1892年の講義録である。そして残りの四つの講義録は、1892年の講義録をテーマごとに分けたものである。

では、三崎はローレンスの『ハンドブック』から何を如何に受容したのであろうか。

まず、三崎は、『ハンドブック』の基本的な構成と内容を、一部を修正していることを除いて、ほぼそのまま受け入れている。⁽²⁸⁾

(25) ①三崎亀之助述『国際公法』（英吉利法律学校・1888）：②同述『国際公法』（東京法学院・1892）：③同述『戦時国際公法』（東京法学院・1896）：④同述『国際公法（総論）』（東京法学院・1897）：⑤同述『局外中立法』（東京法学院・1897）：⑥同述『平時国際公法』（東京法学院・1899）。

(26) また、このような「講義録」以外にも、当時の私立法律学校が「校外生」制度（今日の通信教育課程）の一環として様々な「講義録」を発行していた。これらの「講義録」には、多くの場合、当該期間中に教えられる全科目の講義内容が載せられていた。例えば、『和仏法律学校講義録』（第3部第10号・1900）には、国際公法（平時）、国際公法（戦時）のみならず、刑法総論、刑事訴訟法、行政法、警察法、監獄学提要も併せて所収されている。

(27) 韓（2016）、前掲注（1）455-457頁。

(28) 『ハンドブック』の初版と第2版を比較してみると、平時国際法に関して異なる部分は2カ所のみだと思われる。初版の2頁(3)と14頁にはなかった二つの文章が、第2版（23頁と14頁）に各々追加されている。『国際公法』においては、前者については言及されておらず、後者は（参考文献の内容であるため）省略されている。従って、三崎が『ハンドブック』のいずれの版を

第一に、『国際公法』の構成は、「国家の権利義務」を中心とした『ハンドブック』の構成とほぼ同じである。「総論」（沿革、定義・性質、淵源、主体）は、順番が若干変わっただけである。また、「平時国際公法」の第1章（独立権）、第2章（財産権）、第3章（管轄権）、第4章（同等ノ権）は、順番まで、全く同じである。異なる部分は、『ハンドブック』の第5章（Legation and Negotiation）を二つの章に分けると同時に、『ハンドブック』にない第7章⁽³⁰⁾を追加していることだけである。そして1892年講義録の戦時国際法と局外中立法も、基本的には『ハンドブック』に従って構成されている。

第二に、この構成以外にも、三崎が『ハンドブック』を大いに参照したことは、講義録全体に渡って確認できる。例えば、三崎はローレンスの国際法の定義をほぼそのまま受け入れ、「国際公法トハ現ニ文明相互ノ関係ヲ支配スル条規ナリ⁽³¹⁾」と定義している⁽³²⁾。また、「法源」は、その記述順まで『ハンドブック』と同じであり、⑥⁽³³⁾だけを追加している。国際法の5つの主体も完全に一致しており、5つの領土取得方式も、『ハンドブック』の③と④⁽³⁴⁾の順番を変えただけで、内容は同じである⁽³⁵⁾。

しかし、三崎は、以下の内容については、修正を加えている。

第一に、三崎は『ハンドブック』の「質問」と「参考文献」を全て省略している。

第二に、三崎は、ローレンスの「大国中心」の国際法観を受け入れていない。例えば、「大国」と「普通の独立国」の区別、大国の「優越的地位」と「監督の権威」、及びその四つの事例に関する内容を全て省略している。

第三に、三崎は、文明国・国際団体の一員としての日本の資格と念願を訴えようとしている。例えば、同問題に関する欧米の学者の議論を詳しく説明した上で、三

参照したのかを判断することは事実上困難である。

(29) 第5章（修好通商権）と第6章（条約締結権）。

(30) 第7章（調和手段・強制手段）。

(31) 『国際公法』14頁。

(32) 但し、「each other's subjects」は翻訳していない。また、「文明」は、「文明国」の単純なミスではないかと考えられる。

(33) 「①公法家ノ著書類、②条約、③拿獲物裁判所及列国法廷ノ判決例、④一国政府ヨリ其官吏又ハ法廷ニ下シタル訓令類、⑤外交上ノ往復書類、⑥戦史及ヒ外交事件ニ関スル史冊類」『国際公法』25-26頁。

(34) 「①独立国、②不完全独立国、③交戦社会、④会社、⑤一個人」同前、36頁。

(35) 「①占領（Occupation）、②移転（Cession）、③経時効（Prescription）、④攻取（Conquest）、⑤自然ノ増成（Accretion）」同前、104頁。

崎は以下のように述べている。

「我国ハ今ハ当然国際公法ノ管轄ヲ受クヘキ資格ヲ有スルニ至リタリト云フモ
敢テ不可ナキナリ其レ此上尚ホ相当ニ条約ヲ改正スルコトヲ得ハ其時ハ則立派
ニ列国ノ班列ニ加ハルコトヲ得又立派ニ国際公法ノ管轄ヲ受クルコトヲ得ヘキ
ナリ何卒我国カー一日モ速ニ此佳境ニ達センコト蓋諸君ノ熱望シテ止マサル所ナ
ルヘシ」⁽³⁶⁾

第四に、三崎は、「The right of independence」を「独立権」と訳し、「独立権」
をさらに「自主権」と「防衛権」⁽³⁷⁾に分けている。これも『ハンドブック』とは異なる
部分である。

また、三崎は、『ハンドブック』にはない、以下の内容を追加している。

第一に、各章節で省略された「質問」・「参考文献」の代わりに、三崎は『ハンド
ブック』の「参考文献」にあるホール、ホイートン、その他の学者の著作の内容を
使って、各章節の内容をかなり増補している。

第二に、日本関連の外交事例が多数追加されている。例えば、①領土の交換（日
露間の樺太千島）、②領海・湾口の問題（日本の関連事情）、③外国人の追放（朝鮮
人金玉均の追放）、④官有物に関する特権（クルップ会社事件）、⑤東洋諸国に在留
する泰西諸国の人民（長崎独人事件）、⑥罪人引渡し（ブラット事件）、⑦邦国の責
任（オマハ号事件）、⑧外交言語（伊藤大使・李鴻章談判）⁽³⁸⁾などが挙げられる。

第三に、外交官であった三崎は、日本の外務省で実際に使われていた文書（様式）
を参考資料として本文に挿入している。例えば、①特命全権公使信任状ノ例文、②
委任状ノ例文、③解任状ノ例文、④（領事の）委任状ノ例文、⑤認可状ノ例文、⑥
（条約の）批准文、⑦批准交換委任状などが挙げられる。⁽³⁹⁾

以上のように、三崎は、『ハンドブック』の基本構成をほぼそのまま受け入れな

(36) 同前、58頁。

(37) 同前、63-77頁。

(38) 同前、①114頁、②130頁、③168頁、④206-207頁、⑤209-210頁、⑥214-216頁、⑦232-233頁、⑧
247頁。

(39) 同前、①273-274頁、②275-276頁、③288頁、④293-294頁、⑤294-295頁、⑥308-309頁、⑦309-310頁。

がら、「参考文献」の勧めに応じて、そこで推薦された学者たちの著作を大いに参照している。その意味で、三崎は、『ハンドブック』の非常に忠実な生徒であったといえよう。しかし、三崎は、ヨーロッパ中心・大国中心という、ローレンスの国際法観の核心とも言える観点を最大限抑えると同時に、文明国・国際団体の一員としての日本の資格と念願を強調しようとした。特に、三崎の『国際公法』には、日本の伝統に対する未練や躊躇は全く見られず、ヨーロッパ国際法の知識の最大限の受容に重点が置かれている。従って、三崎の『国際公法』は、法律学校の学生たちに、日本が1日も早く不平等条約を改正し、欧米諸国と肩を並べる強い日本を作るために必要な国際法知識を最大限伝えようとした「講義録」であったといえよう。

(三) 胡薇元の『公法導源』(1900)

胡薇元(1849-1924)は、1877年に進士となり、その後今の広西省や四川省で地方官吏を務めた。特に、1894年から1899年まで四川省の西昌の知事を務めた時期の業績は、高く評価されている。また、胡は著名な文人としても知られている⁽⁴⁰⁾。

胡が『公法導源』を執筆していた時期には、キリスト教の宣教をめぐる紛争(教案)が全国で多発していた。この教案は西昌でも生じ、胡はフランス側との交渉に臨んだ。交渉過程は不明であるが、同交渉で胡が引用した中国古典がヨーロッパ国際法と通じるところがあり、それ故フランス側が彼らの要求を撤回したと言われる。その後、胡は、曹穂から国際法著作の執筆を勧められ、その5年後に完成したものが『公法導源』である。曹は四川総督から派遣された人物であり、彼が『公法導源』の「序」を書いている。『公法導源』は、その後、四川総督の鹿伝霖がチベットを巡って交渉を行う際にも役立ったとされる⁽⁴¹⁾。この背景からみると、『公法導源』は、中国の(地方)官吏が欧米諸国と交渉する際に参照するための「マニュアル」のような性格が強い⁽⁴²⁾。

(40) 胡薇元については次を参照。徐興無「從『格義』至『第一義』—丁韞良『中国古世公法論略』与胡薇元『公法導源』」(燕趙文化研究8・2022) 67-85頁; 張偉明「援西入中会通公法:『公法導源』与国際法移植」(福建論壇(人文社会科学版)9・2009) 92-96頁; 彭敏「清代文人胡薇元仕宦西昌簡述」(西昌学院学報(社会科学版)304・2018) 77-85頁。

(41) 『公法導源』の「序」を参照。

(42) Scott Relyea, "Indigenizing International Law in Early Twentieth-Century China: Territorial Sovereignty in the Sino-Tibetan Borderland", *Late Imperial China*, Vol. 39, No. 2 (2017), p. 16.

(43) 徐興無も、『公法導源』は実用的な「国際法応用ガイドライン」(国際法応用手冊)だと述べている。徐・前掲注(40) 84頁。

『公法導源』⁽⁴⁴⁾は、分量のかなり少ない著作であり、⁽⁴⁵⁾章節も全くない。但し、各文章のキーワードから全体の流れが把握できるので、これらのキーワードを中心に『公法導源』の目次を作成し他の著作との比較を試みた。

まず、『公法導源』が三崎の『国際公法』を底本としていることは明らかである。その根拠を以下にいくつか挙げてみたい。

第一に、『公法導源』の目次は、三崎の『国際公法』のそれ（章だけでなく、節までも）と、ごく一部を除いてほぼ完全に一致している。『公法導源』は、三崎の「国家の権利義務」を中心とした「編・章」の構成だけでなく、三崎によって新しく追加された「節」⁽⁴⁶⁾までそのまま使っている。

第二に、本文の内容についても、『公法導源』のほとんどの内容が、三崎の『国際公法』から引用されている。例えば、①干涉の4つの理由、②国家財産の3つの種類、③領土移転の3つの種類、④国籍不明者の4つの種類、⑤在留外国人の使役に関する3つの権利、⑥外国人引渡しの13個の対象犯罪、⑦政治犯引渡しの2つの理由、⑧政治犯引渡しの3つの対象犯罪、⑨使臣の7つの種類、⑩使臣の6つの特権、⑪使臣の終任の8つの理由、⑫領事の9つの権利・役割、⑬領事の4つの種類などは、用語だけでなくその順番までも完全に一致している。また、香港・広東間の「ライムンパスト海峡」⁽⁴⁷⁾（萊蒙拔史海峡）の問題や日露間の樺太千島⁽⁴⁸⁾の交換など、三崎の著作で紹介された事例もかなりの部分がそのまま引用されている。⁽⁴⁹⁾

本文の書き方をみると、『公法導源』は、三崎の『国際公法』の要点のみを抽出した、まるで「要約版」のようにも見える。

(44) 胡薇元撰『公法導源』（玉津閣叢書・甲集、芸文印書館・1971）。出版年度については1899年と1900年の二つの説がある。筆者は拙稿で「脱稿」時点を強調するため「1899年」としたが、曹穂の「序」が光緒26年（1900年）に書かれているので、出版年度は「1900年」が正しいと考えられる。

(45) 同著作は、普通の論文の2頁を1頁としているので、「序」15頁（実際は3頁）と、本文33.5頁（実際は67頁）しかない。以下では、例えば、「10頁右」・「10頁左」のように引用する。

(46) 例えば、『公法導源』20頁右・21頁左（国家責任）。

(47) 同前、①6頁右、②6頁左、③7頁左、④11頁左、⑤13頁左・14頁右、⑥16頁左・17頁右、⑦17頁左、⑧17頁左・18頁右、⑨28頁右・28頁左、⑩29頁左・30頁右、⑪30頁左・31頁左、⑫31頁左・32頁左、⑬32頁左・33頁右。

(48) 同前、10頁右（『国際公法』132頁）。

(49) 同前、7頁左（『国際公法』114頁）。

しかし、胡は、一部の内容については修正を加えている。修正部分はあまり多くはないが、以下にいくつかの例を挙げる。

第一に、胡は6つの法源をあげているが、それは三崎の記述順とは全く異なる。胡は、三崎が法源として最初に挙げた「公法家ノ著書類」を最後の第6番に移動する一方、三崎が法源としては挙げなかった「慣習」を最初に置いている。この部分は、他の日本の著作を参照したものと考えられる。

第二に、領土の取得方式について、胡は三崎のものを受け入れてはいるが、英語の表記を削除し、「経時効」を「久領地」に変えており、特に、「割譲地・久領地・略取地」の後ろに「別名」として「移易地・暦年地・攻陥地」を入れている。⁽⁵¹⁾ この「移易地・暦年地・攻陥地」という用語は、日本の用語ではないので、おそらく既存の「宣教師翻訳」からの引用ではないかと考えられる。

第三に、三崎の著作には英語表記がかなり多いが、『公法導源』には英語表記が一つもない。また、著者名、条約名、その他の固有名詞は全て中国語に訳されている。但し、グロティウスを訳した「辜樂鳩史」と「格樂西」、ヴァッテルを訳した「飛爾徳」と「晝徳爾」のように、同じ学者の名前に複数の異なる訳語が当てられている。これは、胡がグロティウスやヴァッテルについて十分な知識を持たないまま、複数の「宣教師翻訳」を参照したために生じた問題だと考えられる。

また、『公法導源』には、三崎の『国際公法』にはない、二つの内容が追加されている。一つは中国や東アジアに関する内容である。例えば、胡は、漁業に関する節で、朝鮮沿海の全ての漁業権が条約によって日本の手に渡されたと言いながら、中国が放棄した漁業権も多いと述べている。⁽⁵²⁾ また、中露間の国境確定や、日本で活躍していたフィリピン独立党の追放問題なども追加されている。⁽⁵³⁾

もう一つは、孔子・孟子・春秋・周礼など中国の学者と経典（以下、「中国古典」）に関する内容である。この点が『公法導源』の最大の特徴である。以下にいくつかの例を挙げる。

(50) 「①慣習、②条約、③法令、④万国審判権所決議、⑤歴史、⑥著述家之公論」同前、5頁右。

(51) 同前、7頁右。

(52) 同前、10頁左。

(53) 同前、8頁右。

(54) 同前、15頁右。

第一に、本文の多くの章節において、まず国際法の内容が説明された後、そのすぐ後に同テーマに関する中国古典の内容が追加されている。このような構成となっている章節として、例えば、①国境の画定、②領海に関する権利、③国籍（移籍）、④外国人の追放、⑤外交特権、⑥領事管轄権などが挙げられる。⁽⁵⁵⁾

第二に、中国古典に関する内容は、本文だけでなく、序論と結論部分にもある。すなわち、『公法導源』は、中国古典から始まり、中国古典で終わっている。例えば、序論部分には、「孔子・孟子が公法の祖である。」、結論部分には、「春秋に公法はない。周礼が公法である。」、「春秋は当時の礼であり、後世の公法である。」などの表現がある。⁽⁵⁶⁾ また、曹穂の「序」にも「春秋孟子両書が公法を導く源である。」⁽⁵⁷⁾ という表現があるが、これが「公法導源」というタイトルとなったと考えられる。

第三に、『公法導源』には、西暦とともに、孔子紀年が多く使われている。

では、胡はなぜ中国古典の内容を入れたのであろうか。そして、もし中国古典や中国式用語を好んでいたのであれば、すでに出版されていた「宣教師翻訳」を参照することができたにもかかわらず、なぜ日本の著作を参照する必要があったのであろうか。この二つの問いに答えるには、以下の2点を理解する必要がある。

第一に、ヨーロッパ国際法の初期受容は、中国の知識人から激しい抵抗と反発に直面した。そのため、『万国公法』の訳者のマーチンは、ヨーロッパ国際法のような法制度が、中国の春秋時代にも存在していたことを強調した。⁽⁵⁸⁾ また、中国側からも、一部の知識人を中心に、「春秋公法」や「公法中原」などの表現を使いながら、中国古典を通じて「万国公法」を理解しようとする動きが現れた。⁽⁵⁹⁾ しかし、その大多数は、中国古典とヨーロッパ国際法との共通部分を認めながらも、ヨーロッパ国際法を、伝統的な中華思想の観点から把握しようとしていた。

第二に、当時の中国人には、欧米の著作を「直接」受容する能力が欠けていた。

(55) 同前、①8頁左、②10頁右、③12頁左-13頁右、④15頁右、⑤20頁右、⑥33頁左。

(56) 同前、1頁左、33頁左、33頁左-34頁右。

(57) 同前、序。

(58) 韓（2016）・前掲注（1）463-468頁。

(59) この部分については次を参照。王揚宗「晩清における『西学中源』説と『中体西用』論の盛衰について」（或問45・3・2001）45-55頁。曾濤「近代中国的国際法附会論」（法史学刊2・2007）217-238頁；張偉明「晩清『公法中源』説初探」（法制与社会発展6・2007）18-29頁；金瑤「東方国際法譜系的重新發現」（社会科学前沿7・8・2018）1164-1170頁。

なぜなら、『万国公法』（1864）の翻訳以来、欧米の著作の翻訳は宣教師に一任しており、国際法関連の外交問題もお雇い外国人の諮問に頼っていたからである。この状況はおよそ30年以上続いた。しかも、既存の「宣教師翻訳」には様々な翻訳上の問題があった。このような状況の中で中国人が目に向けたのが、中国と同じく漢字を使っており、すでになりに国際法の知識が蓄積されていた日本だったのである。

胡が『公法導源』を執筆したのは、戊戌政変の失敗（1898）後、中国の知識人たちが日本の著作に目を向け始めたその時期であった。しかし、伝統的な中華思想に対する誇りは、それほど簡単になくなるものではなかった。そのため、胡の『公法導源』にも、中国古典と、日本の著作から採用した国際法の内容が、一定のバランスをとりながら共存していたのである。

先行研究は、胡が戊戌政変の失敗の影響を受けたため、過度な中華思想への執着を克服し、中国古典とヨーロッパ国際法を「客観的に」紹介していると言う⁽⁶⁰⁾。しかし、『公法導源』の序論と結論部分の表現、孔子紀年、『公法導源』というタイトルの意味合いなどを考えると、中国文明に対する胡の誇りは依然としてかなり強かったのではないかと考えられる。

また、従来の通説は、日本の国際法著作（用語）が中国に最初に受容されたのは「1902年」であるとする⁽⁶¹⁾。しかし、胡が『公法導源』を脱稿したのは「1899年」であるので、最初の受容は1899年以前であることは明らかである。しかも、胡の執筆期間が5年だったので、最初の受容の時期はもっと遡る可能性もある。さらに、胡が、三崎の『国際公法』以外に、他の日本著作を参照した可能性も非常に高い。

以上のように、『公法導源』は、依然として中華思想に対する誇りを持っていた胡が、中国古典と（日本経由の）ヨーロッパ国際法との折衷を図りながら、中国が直面している様々な国際問題の解決に必要な国際法の知識を、中国の（地方）官吏らに提供するために執筆した、国際法の「マニュアル」であったと考えられる。

（四）蔡鍔の『国際公法志』（1902）

蔡鍔（1882-1916）は、近代中国の著名な軍人の一人である。1898年に時務学堂に

(60) 張・前掲注 (40) 95-96頁。

(61) Rune Svarverud, *International Law as World Order in Late Imperial China: Translation, Reception and Discourse, 1847-1911* (Brill, 2007), pp. 163-185。

入学し、そこで梁啓超・唐才常などから啓蒙思想や変法思想を学んだ。梁啓超・唐才常らの変法運動が失敗し日本へ亡命すると、蔡も彼らの誘いに応じて日本に渡った。「自立軍運動」のために帰国するが、それが失敗すると再び日本に渡り、日本の陸軍士官学校に留学した。卒業後、帰国した蔡鐸は軍人の道を歩み、初代雲南都督となるなど、多大な活躍を果たした。しかし、結核に冒された後、再び来日し、九州帝国大学の病院で亡くなった⁽⁶²⁾。

蔡が通っていた時務学堂は、中国の伝統的な教育を維持しながら西学を取り入れた新式教育機関であった。大多数の教員は、伝統的な中華思想に対する強い誇りを共有していた。時務学堂では国際法も教えられており、梁啓超・唐才常らも相当に国際法の知識を持っていた⁽⁶³⁾。従って、蔡はかなり早い時期から国際法に接していたと思われる。蔡は、日本留学中に『国際公法志』を執筆し、上海で出版した⁽⁶⁴⁾。「序」を書いた趙必振は、蔡が『国際公法志』を執筆することによって、中国もようやく公法学（国際法学）を研究する学者を持つことになった、と評価している⁽⁶⁵⁾。従って、『国際公法志』は、国際法専攻者が生まれるよりずっと前の中国において、国際法の本格的な研究を勧めるために執筆された、一種の学術書（専門書）を目指していたと考えられる⁽⁶⁶⁾。

では、蔡は、胡の『公法導源』から何を如何に受容したのであろうか。

まず、蔡は、胡の「国家の権利義務」を中心とする構成をほぼそのまま受け入れている。そして（胡が三崎から引用した）本文の内容（上記の①から⑬までの内容⁽⁶⁷⁾）を含めて、『公法導源』の内容をほぼ全て『国際公法志』で採用している。また、

(62) 蔡鐸については次を参照。曾業英「蔡鐸与国際公法」（中国社会科学院近代史研究所編『近代中国与世界（第二届中国与世界學術討論會論文集第3卷）』（社科文献出版・2005）所収）332-348頁；白主梧「蔡鐸將軍と九州帝国大学医科大学附属病院」（教育基礎学研究14・2016）65-107頁。

(63) 時務学堂については次を参照。林学忠『從万国公法至公法外交：晚清國際法的伝入、詮釈と応用』（上海古籍出版社・2009）147-150頁。

(64) 梁啓超と唐才常の国際法観については次を参照。于婷婷『梁啓超与国際法』（天津師範大学修士論文・2012）；陳策「唐才常公法交渉思想述評」（天水師範学院学报24・1・2004）69-71頁。

(65) 蔡鐸編訳『国際公法志』（上海廣智書局・1902）。同著作は『蔡鐸集』にも載せられており、筆者はそれを参照した。蔡鐸編訳『国際公法志』（毛注青ほか編『蔡鐸集』（湖南人民出版社・1983）所収）182-251頁。

(66) 附録：趙必振「序」、『国際公法志』251頁。

(67) 同前、①193頁、②198頁、③200-201頁、④209-210頁、⑤214-215頁、⑥226頁、⑦227頁、⑧227-228頁、⑨244頁、⑩245-246頁、⑪247-248頁、⑫248-249頁、⑬249頁。

蔡は、(三崎の法源とは異なる) 胡の六つの法源をそのまま使っており、⁽⁶⁸⁾『公法導源』の孔子紀年や著者名、条約名、その他の固有名詞の中国語訳語を、グロティウスとヴァッテルの複数の訳語までも含めて、そのまま使っている。従って、蔡の『国際公法志』の底本が胡の『公法導源』であることは明らかである。

しかし、蔡は、『公法導源』の一部の内容を修正している。その中でも最も重要なことは、蔡が、『公法導源』の中国古典の内容をほぼ全て省略していることである。『公法導源』の各章節の後ろに置かれていた中国古典の内容はもちろん、序論と結論部分までもが全て省略されている。⁽⁶⁹⁾このことは、蔡の執筆態度が、胡のそれと完全に異なることを意味している。おそらく蔡は、戊戌政変の失敗、自立軍運動の失敗、(特に) 日清戦争の敗北を経験し、さらに留学中には日本の発展ぶりを直接目撃し、考え方に変化が生じたのではないかと考えられる。但し、孔子紀年だけはそのまま残している。

なお、蔡は、『公法導源』だけでなく、三崎の『国際公法』も同時に参照していたと考えられる。というのも、胡の著作にはなく、三崎の著作のみにある内容が『国際公法志』に見られるからである。例えば、「独立権の細分(自主権・自衛権・干渉権)⁽⁷⁰⁾」や「朝鮮人金玉均の追放」⁽⁷¹⁾などが挙げられる。領土の取得方式についても、蔡は胡の5つの方式を(別名とともに)そのまま採用しながらも、『公法導源』にはなく三崎の『国際公法』のみにある英語表記を追加している。⁽⁷²⁾『国際公法志』には14カ所に英語表記があるが、その全てが三崎の著作からのものである。さらに、『国際公法志』を三崎の『国際公法』と対照してみると、前者の各章節のほぼ全ての内容が、後者からの引用であることが分かる。従って、蔡は、『公法導源』を底本にしなが、不足している部分を三崎の『国際公法』の内容で補足する形で『国際公法志』を執筆したと考えられる。

では、蔡は如何にして胡の『公法導源』と三崎の『国際公法』の関係性を見出し

(68) 同前、185-186頁。

(69) 孔子紀年は45回も使われている。

(70) 三崎の「防衛権」・「干渉ノ事」を、蔡は「自衛権」・「干渉権」に変えている。『国際公法志』187-198頁。

(71) 同前、217頁。

(72) 同前、199頁。

たのであろうか。おそらく最も合理的なシナリオは、蔡が『公法導源』を中国で先に読んでおり、日本留学中に『公法導源』の底本が三崎の『国際公法』であることが分かり、2冊を同時に参照しながら『国際公法志』を執筆したというものである。

しかし、蔡の『国際公法志』には、胡の『公法導源』にも、三崎の『国際公法』にも見当たらない内容がある。従って、蔡は三崎の『国際公法』だけでなく、他の日本の著作も参照していたものと考えられる。他の日本の著作を参照したであろう内容として、以下の3つの例を紹介する。

第一に、国際法の種類について、蔡は、国際公法、国際刑法、国際私法の三つに分類しているが、⁽⁷³⁾三崎も胡も「国際刑法」という用語を使っていない。

第二に、『国際公法志』には、未開国の承認と国際団体への加入に関する「国際法と地理上の関係」という節がある。⁽⁷⁴⁾この「国際法と地理上の関係」という表現は、三崎も胡も使っていない。

第三に、三崎は「Eminent Domain」を「公用土地買上権」⁽⁷⁵⁾と訳しているが、『国際公法志』には「購買公土権」⁽⁷⁶⁾と「最高権」⁽⁷⁷⁾の二つの異なる訳がある。前者は確かに三崎のものであるが、後者は三崎の訳語ではない。

以上のように、蔡は、胡の『公法導源』を底本として採用しながらも、底本にはあった中国古典に関する内容をほぼ全て削除することによって、自著と中国古典との繋がりを最大限に断とうとした。蔡の『国際公法志』は、三崎の『国際公法』だけでなく他の日本の著作も参照しながら、日本に蓄積されていた国際法の知識を、本格的に国際法の研究を行おうとする当時の中国知識人に提供するための「学術書」（専門書）を目指していたと言えよう。

（五）朴晶東・金雨均の『国際公法志』（1907）

この著作は、蔡鐸の『国際公法志』の翻訳であり、⁽⁷⁸⁾訳者は朴晶東、校閲者は金雨均である。朴晶東（不明—1919）は、漢城師範学校を卒業し、小学校や師範学校で

(73) 同前、187頁。

(74) 総論の第二節。同前、185頁。

(75) 『国際公法』99頁。

(76) 『国際公法志』198頁。

(77) 同前、199頁。

(78) 朴晶東訳・金雨均校『国際公法志』（日韓図書印刷株式会社・1907）。

教鞭をとった教員であった。元々の専攻は主に地理や物理であるが、「新式学問一般」について、多数の文章を発表している。金雨均⁽⁷⁹⁾（1874—不明）は、平理院主事、漢城裁判所主事を経て、蔚山裁判所の判事となるが、出版社の「同文書林」を経営した経歴もある。二人とも啓蒙運動団体の畿湖興学会の会員であり、翻訳も一緒に行っていた。二人は1907年に日本の著作を翻訳して『経済原論』を出版しているが、同じ年に『国際公法志』も翻訳している。当時の新聞広告をみると、『国際公法志』は「受験準備書」として出版されたようである。⁽⁸¹⁾

先行研究は非常に限られているが、いずれも底本に関する議論が多い。例えば、崔鐘庫は、同著作の底本が日本の著作である可能性が高いと述べながら、その候補として秋山雅之介、中村進午、高橋作衛、藤田隆三郎などの著作を挙げている。しかし、崔は、その3年後には、朴・金の「教育背景から見て日本のある国際法教科書を翻訳した本に見えるが、事実上、章節に表れた表記をみると中国式表記に近いものが多い。」と困惑している。また、日韓共同研究プロジェクトの成果報告書に『国際公法志』の原文と解説が載せられているが、ここでも「本書は西洋の国際法の本を翻訳するよりも日本か中国で著述された国際法の本を翻訳したものである可能性が高い」とする。これらの先行研究が一貫して指摘していたのは、本文に見られる「孔子紀年」と「日本式用語と中国式用語の混用」であり、最優先課題は底本の確認である、とのことであった。⁽⁸²⁾

そのため、当時までに日本と中国で出版された著作を調べた結果、底本は、蔡の『国際公法志』であることが判明した。そして、先行研究が指摘していた二つの疑

(79) 朴晶東については次を参照。崔鐘庫「韓国開化期の国際法学」（箕堂李漢基博士古希記念刊行委員会編『韓国国際法学の諸問題』（博英社・1986、韓国語）所収）258頁；キム・ソヨン「統監府時期歴史教科書編纂と教科書検定制—『初等本国略史』検定請願本と出版本分析を中心に」（人文研究92-1・2020、韓国語）140頁。

(80) 金雨均については次を参照。崔・前掲注（79）258頁；洪仁淑「近代尺牘集研究—金雨均の『尺牘完編』を中心に」（韓国文化研究19・2010、韓国語）68-70頁。

(81) 底本は、和田垣謙三『経済教科書』（文学社・1901）であり、翻訳者が金雨均、校閲者が朴晶東である。崔・前掲注（79）258頁。

(82) 朴培根「『国際公法志』解説」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 2001年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治、2002年）120-121頁。

(83) 崔・前掲注（79）258-259頁。

(84) 崔鐘庫「韓国開化期の国際法用語受容」（法学（ソウル大学）30-3・4・1989、韓国語）87頁。

(85) 朴・前掲注（82）120頁。

間、即ち、「孔子紀年」と「日本式用語と中国式用語の混用」は、蔡の『国際公法志』だけでなく、その前の胡の『公法導源』にもすでに見られることも明らかになった。

「翻訳」である以上、新しく追加された内容はない。著者名、条約名、その他の固有名詞、そして孔子紀年も、底本と同じ中国式用語が使われた。但し、蔡の『国際公法志』には14カ所の英語表記があったが、朴・金はその中の4つのみを残し⁽⁸⁶⁾て、他の英語表記は全て省略している。また、朴・金は、蔡の『国際公法志』の少なくとも2カ所を翻訳していない⁽⁸⁷⁾。しかし、この省略に特別な理由はなさそうなので、おそらく翻訳上の単純なミスではないかと考えられる。

以上のように、朴・金の『国際公法志』には多少のミスはあるものの、これは基本的に底本に忠実な翻訳であり、二人によるオリジナリティーは見当たらない。

しかし、一つの疑問は、なぜ二人が、日本ではなく中国の著作を選定したのか、ということである。当時の韓国では日本の著作がかなり読まれており、二人もすでに日本の著作を翻訳していた。また、当時韓国で出版された4冊の国際法の著作中、『国際公法志』以外の3冊は、日本の著作を底本として⁽⁸⁸⁾いる。

一つの手掛かりは、二人とも伝統的な漢学の素養を持っていた、ということである。特に、金は、中国の漢文手紙（尺牘）に才能があり、『尺牘完編』という尺牘集を執筆している。当時の出版市場で最も人気があったジャンルの一つが尺牘集であったが、金の『尺牘完編』は最も代表的な著作として評価されて⁽⁸⁹⁾いた。

この事情を踏まえると、二人が中国の著作を選んだのは、蔡の『国際公法志』が、主にヨーロッパ国際法を取り上げながらも、孔子紀年や中国・朝鮮関連の内容を含んでいたため、二人の目にはある程度「漢学」と「西学」のバランスが取れた著作に見えたからではないかと考えられる。しかし、『国際公法志』の著者と出版地が中国（人）ではあるものの、その中身はほぼ日本の著作からの引用であったことを

(86) しかし、いずれも間違っていた。「Clayton Buliver」、「Aattel」、「Palmeyston」、「Lard Salisbury」となっているが、「Clayton Bulwer」、「Vattel」、「Palmerston」、「Lord Salisbury」の間違いである。最後のものは、蔡鐸のミスをそのまま使っている。

(87) ①第3章第3節（論移籍）の3番目の文章：「又甲国人民、移籍于乙国之後、使復返本国且懷永住之想、則前此所移之国籍、視為無効、而乙国亦無庸保護之也。」、②第5章第8節（論使臣之特權）の最後の文章：「凡外交官之赴任也、未呈国書以前、或解任以後、則不得于途中執行外交官之職務。然既入駐割国領内、使臣即為不可侵犯之物矣。」。

(88) この4冊については次を参照。韓（2016）・前掲注（1）442-447頁。

(89) 洪・前掲注（80）67頁。

二人が事前に知っていたのかについては、はなはだ疑問である。

以上のように、朴・金の『国際公法志』は、当時の韓国で国家試験の準備をする受験生のために執筆された「受験準備書」であり、中国から受容された最後の国際法の著作かつ中国から日本への受容先の転換を示す象徴的な著作であった、といえよう。

四、ローレンスの著作の更なる受容

(一) 日本

『ハンドブック』は、他のルートを通じても受容されていた。まず、日本では1890年代に3回も翻訳された。一つは、水交社の『国際公法論』である。これは水交社が翻訳し、『水交社記事』の第33号の付録（上巻）と34号の付録（下巻）として刊行された。⁽⁹⁰⁾ もう一つは、陸奥廣吉の『国際公法摘要』である。⁽⁹¹⁾ 陸奥は著名な外交官であるが、ケンブリッジ大学の留学中、実際にローレンスの講義を聞いたと言⁽⁹²⁾う。3番目は、窪田熊藏の『国際公法大意』である。⁽⁹³⁾ 窪田は、東京高等商業学校（後に東京商科大学、一橋大学）を卒業し、鳥取地方裁判所の判事を務めた。⁽⁹⁴⁾

彼らが『ハンドブック』を翻訳する際に、三崎の『国際公法』の底本が『ハンドブック』であったことを知っていたのかは不明であるが、彼らの翻訳には様々な相違があった。例えば、public international law（国際公法）などの翻訳は全員一致しているが、（三崎・水交社・陸奥・窪田の順番で）subject（主格・主体・遵由者・主体）やright of equality（同等の権・対等の権・平等主義の権・平等権）などの訳語はかなり異なっていた。

また、ローレンスの『プリンシプル』⁽⁹⁵⁾（1895）も翻訳されており、日露戦争、及

(90) 水交社訳『国際公法論（上巻）（下巻）』（水交社・1893）。底本は第3版（1890）である。

(91) 博士ローレンス著、陸奥廣吉訳『国際公法摘要』（丸善株式会社書店・1895）。底本の版数は不明である。

(92) 『国際公法摘要』の「緒言」。

(93) 博士ローレンス著、窪田熊藏訳『国際公法大意』（有斐閣書房・1897）。底本は第3版（1890）である。

(94) 同著作の広告に「判事窪田熊藏」と書かれている。

(95) ローレンス博士原著、小山清一郎訳『国際法原論：平時』（巖松堂書店・1914）；同原著、小山精一郎訳『国際法原論：戦時』（清水書店・1916）。2冊の書誌情報は若干異なるが、原本のままである。

び国際社会（The Society of Nations）に関する著作も翻訳された。⁽⁹⁶⁾

（二）中国

『ハンドブック』は、アメリカ宣教師のアレン（Y. J. Allen, 林樂知, 1836-1907）によって中国でも翻訳され、『万国公法要略』（1903）というタイトルで出版された。⁽⁹⁷⁾『万国公法要略』は、『ハンドブック』の「質問」と「参考文献」も翻訳している。それに加えて、『ハンドブック』にはなかった1頁の「参考文献一覧」（代表的な15人の学者と著作）を独自に作成し、目次の前に追加している。

当時の中国においては、北京の「同文館」と、上海の「江南製造局」により、かなり異なる訳語が使われていた。アレンの翻訳には、この二つとはまた異なる訳語が見られる。例えば、アレンは「義務」（obligation）を「責任」と翻訳しているので、「権利義務」（rights and obligations）は「権利責任」と訳されている。タイトルにも、当時すでに消滅しつつあった「万国公法」を使っている。⁽⁹⁸⁾

また、『ハンドブック』は、1910年に但燾によって『国際公法提綱』というタイトルで、⁽⁹⁹⁾1924年には鐘建閔によって『国際公法要略』というタイトルで各々出版された。⁽¹⁰⁰⁾『国際公法要略』は、『万国公法要略』の「万国公法」を「国際公法」に入れ替えたものであるが、「権利責任」などアレンの独特な訳語をそのまま使っている。同翻訳は、戦後の台湾においても重刊された。⁽¹⁰¹⁾また、ローレンスの局外中立法も翻訳されている。⁽¹⁰²⁾

（三）韓国

アレンの『万国公法要略』は、1906年に韓国でも同じタイトルで出版された。⁽¹⁰³⁾この重刊版には、出版社社長の金光済の「追序」がある。金光済は啓蒙知識人であり、

(96) ローレンス著、吉谷久綱訳『日露戦役国際公法論』（民友社・1905）：ローレンス著、今村源三郎訳『国際社会史論』（大日本文明協会・1922）。

(97) 勞麟賜著、林樂知訳・蔡爾康達辭『万国公法要略』（商務印書館・1903）。底本は第4版（1898）である。

(98) この部分については次を参照。韓（2016）・前掲注（1）465頁。

(99) 羅麟斯著、但燾学『国際公法提綱』（杭州城内太廟巷但公館・1910）。底本の版数は不明である。

(100) 盧麟斯著、鐘建閔訳『国際公法要略』（上海商務印書館・1924）。底本は第7版（1909）の第2刷（1910）である。

(101) 盧麟斯著、鐘建閔訳『国際公法要略』（台湾商務印書館・1969）。

(102) 羅倫原著、王肇焜・王鼎・徐学潮・金天翻訳述『局外中立法精義』（上海商務印書館・1914）。

(103) 勞麟賜元本、林樂知訳・蔡爾康達辭『万国公法要略』（達城廣文社・1906）。

日本に抵抗した民族主義者および独立運動家でもあった。本文はそのままであるが、序文の配列は異なっており、上記の1頁の参考文献一覧を省略するなど、型式の面においては『万国公法要略』と若干異なるところがある。

本稿と関連して重要な特徴は以下の3点である。第一に、重刊版は、朴・金の『国際公法志』(1907)の前年度に出版された。2冊はかなり異なる用語を使っていたので、朴・金を含めて、当時の人々が2冊の關係に気づいていたのかは疑問である。第二に、重刊版は、ソウル(漢城)ではなく、大邱で出版された。このことは、胡の『公法導源』と同じく、韓国の地方にも国際法の知識が拡大していたことを意味する。第三に、金光済は、日本の著作が当時の出版界を席卷している状況を誰よりも知っていたはずであるが、国際法の著作については、日本のものではなく、中国の著作を選んだ。彼の選択は、上記の朴・金の選択とも一致する。当時の韓国の知識人も、中国古典(すなわち、伝統)をすぐに手放すことがなかなか難しかったようである。

(四) タイ

『ハンドブック』は、1914年にタイ(シャム)で出版された著作の底本としても使われた。⁽¹⁰⁵⁾この著作を執筆したのはなんとラーマ6世であった。ラーマ6世は、海外留学経験のある最初のタイ国王であり、イギリスの陸軍士官学校への留学を経て、オックスフォード大学にて歴史学、法学を学んだ。彼は英国に満9年間滞在し、英語とタイ語で数多くの論説を発表していた。彼は国際法に非常に興味を持っており、彼が国際法を引用したという記録もいくつか残っている。⁽¹⁰⁷⁾

(104) 『万国公法要略』はアレンの「訳本序」、ローレンスの「自序」と「小引」の順番であるが、重刊版は金光済の「追序」、ローレンスの「小引」、アレンの「訳本序」、ローレンスの「自序」の順番である。

(105) 同著作については次を参照。<<https://catalog.hathitrust.org/Record/100160819>> (Last access: Aug. 29, 2024); <<https://www.car.chula.ac.th/display7.php?bib=1304652>> (Last access: Aug. 29, 2024); Pichamon Yeophantong, "The Origins and Evolution of Humanitarian Action in Southeast Asia", in Suzannah Linton *et al.*, eds., *Asia-Pacific Perspectives on International Humanitarian Law* (Cambridge University Press, 2019), p. 86. 底本の版数は不明である。

(106) ラーマ6世については次を参照。杉山晶子「ラーマ6世王の『文化の翻訳』—20世紀初頭シャムにおける西欧文化・思想との接触に関する一考察」(アジア・アフリカ言語文化研究 54・1997) 33-53頁。

(107) Thep Boontanondha, "King Vajiravudh and the Making his Military Image", *available at* <https://www.academia.edu/4160335/King_Vajiravudh_and_the_Making_his_Military_Image> (Last access: July 17, 2024).

（五）ローレンスの人気の理由

上記の通り、『ハンドブック』は、典型的なヨーロッパ中心の、しかも大国中心の国際法観に基づく国際法の入門書であった。当時の中国・韓国・タイはいくまでもなく、日本もまだ弱い立場に置かれていたにもかかわらず、なぜ『ハンドブック』は近代東アジアの人々にこれほどの人気を博したのであろうか。その人気の理由となったと考えられる本書の特徴は、英語、法実証主義、国家の権利義務を中心とする構成、入門書としての簡略さ、文章の明瞭さ、「本文・質問・参考文献」の三段構成などであり、おそらくこれら全ての特徴が同時に作用したものと考えられる。ただ、一つ指摘しておきたい点は、当時の東アジア諸国の人々にとっての最優先の課題は、欧米国際法を早く学ぶことによって自国を守ることであり、そのためには、国際法上自国に付与された「権利義務」の内容を明確に理解する必要がある、ということである。⁽¹⁰⁸⁾ おそらく彼らは、「国家の権利義務」が明瞭な形で書かれている『ハンドブック』を非常に魅力的だと感じたのではないかと考えられる。

五、近代東アジア国際法受容史への示唆

本稿で取り上げた諸著作は、上述の通り、「各国」の国際法受容史にとって、各々重要な意義を持つ著作であった。同時に、これらの著作の受容過程は、東アジアという「地域レベル」の受容メカニズムを理解するために非常に貴重な手がかりを提供してくれる。

第一に、「外的受容」と「内的受容」の絶妙なメカニズムが働いていることである。「外的受容」とは東アジアの「域外」からの受容であり、「内的受容」とは東アジア諸国の「間」の受容である。本稿の場合、「外的受容」は、三崎による「ローレンス」の受容であり、「内的受容」は、胡・蔡・朴・金による「三崎（を通じたローレンス）」の受容である。このメカニズムでは、最初の「外的受容」がなければ、「内的受容」も発生しない。また、「外的受容」だけあって「内的受容」がなければ、域内での循環はそもそも行われない。この「外的受容」と「内的受容」が同時に働くことによって、イギリスの国際法の知識が、日本と中国を経由して、韓国まで渡ったので

(108) 例えば、韓国の代表的な啓蒙知識人の兪吉潐が『国権』や『邦国の権利』を執筆したのもそのためである。Han, *supra* note 23.

ある。

第二に、受容は「質的側面」と「量的側面」の二つの方面で同時に行われていた。「質的側面」とは「質的変容」のことであり、原著の内容をそのまま受容する部分もある反面、各国の事情や受容者の目的に応じて、本来の内容を修正することを意味する。いわゆる「地域化」または「本土化」のことである。

また、「量的側面」とは「量的拡大」のことである。「量的拡大」には、「地理的拡大」と「著者・読者の拡大」がある。「地理的拡大」は空間的拡大を意味し、国境を超えた国家間の拡大はもちろん、各国の首都から地方への拡大も含める。本稿の場合、イギリスから日本・中国・韓国への拡大、そして中国と韓国の場合、四川や大邱といった地方まで拡大している。「著者・読者の拡大」は、著作を執筆する著者層とその著作を読む読者層の多様化を意味する。本稿の場合、外交官、地方官吏、軍人、教員・判事の様々な職業を持った受容者によって、講義録、マニュアル、学術書、受験準備書という様々な形を通じて、国際法の知識が多様な読者層までに深く浸透している。

東アジアの反対側にあるイギリスのローレンスの『ハンドブック』という入門書が、三崎という人物の講義録を媒介として、近代東アジアの各国に受容されていく過程は、「外的受容」と「内的受容」、「質的変容」と「量的拡大」という重層的なメカニズムを通じて、ヨーロッパの国際法が東アジアの各国の人々によって様々な形で受容されながら、徐々に普遍化していく姿を知るための、重要な手がかりを提供してくれるのである。

六、おわりに

本稿は、ローレンスの『ハンドブック』が、日本の三崎の『国際公法』、中国の胡薇元の『公法導源』と蔡鍔の『国際公法志』を経て、韓国の朴晶東・金雨均の『国際公法志』まで辿り着く過程を分析した。1885年にイギリスで出版されたローレンスの『ハンドブック』は、日本と中国を経て、1907年に韓国で出版されたので、およそ22年間の長い旅をしたことになる。この長い旅の途中、ローレンスの『ハンドブック』は、三崎、胡、蔡、朴・金によって、形式・内容の両方において様々な修正が加えられた。『ハンドブック』の最終到着地・韓国で出版された朴・金の『国

『公法志』と『ハンドブック』を比較してみると、専門家でないと2冊の関係が分からないほど、ローレンスの『ハンドブック』はその姿を変えていた。

三崎の名前と彼の講義録を、日本の国際法史研究の中で見つけることは難しい。三崎だけでなく、胡、蔡、朴・金に関する言及も、少なくとも国際法学の分野では非常に限られている。彼らは、国籍も、職業も、社会的地位や執筆動機も多様であるが、全員が幼い時から漢学を学んでおり、新しい時代の変化に敏感に反応しながら、ヨーロッパ国際法の知識を周囲の人々に伝えなければならないという確信を共通して持っていた啓蒙知識人であった。しかし、彼らの受容態度には、「伝統」と如何に距離を置き、「近代」を如何に受容すべきかをめぐって、かなりの認識の食い違いが見られた。

彼らが黙々と執筆していた著作の一つ一つは、各個人の小さな業績に過ぎなかったかもしれないが、それを繋げると、そこには彼らが共に作り上げた、巨大な知識のネットワークと、伝統と近代の狭間で悩むヒューマンドラマが現れる。国際法の普遍化は、彼らのこのような地道な努力の繰り返しにより徐々に進んできたのである。